

習志野市健康なまちづくり審議会
受動喫煙防止条例（仮）に係る関係者ヒアリング①

団体名	新千葉県たばこ商業協同組合連合会
実施日時	平成 30 年 1 月 31 日（水） 16 時～16 時 30 分
会場	習志野市役所 1 階会議室
御意見等（概要）	<ul style="list-style-type: none">● 路上喫煙、歩行喫煙、ポイ捨てについての規制は、実施してよいと思う。● 規制する範囲は市内全域でも構わないので、喫煙できる場所を設けることを市に要望したい。● 海外では、屋内は規制が厳しく、外では吸えるが、組合としては、屋外であっても分煙（たばこを吸う場所を確保し、路上喫煙・ポイ捨てを無くすこと）をやっいていこうという方針。● 「たばこ先進国」として分煙を進めていこうということで動いている。● 喫煙者と非喫煙者が互いに歩み寄った条例をつくった方がよい。● 喫煙者には、マナー向上の啓発を進めている。かなり浸透しているので、喫煙場所があればマナーは守られる。● コンビニ等の前の灰皿については、私有地で、商売でやっているところまで我々は規制できない。● 喫煙場所設置にあたり、組合として JR と交渉したことがあるが、千葉市では無理だと断られた。東京駅には、一部つくってもらったことがある。● 屋外でたばこの煙を吸わされることは、「受動喫煙」にならないのではないか。